

公害防止協定の細目的事項 説明資料

廃棄物の受入基準の規定(案)及び
受入廃棄物の搬入管理の規定(案)

公害防止協定の基本的事項

第3条 受入廃棄物

- ・県内において排出される廃棄物
- ・産業廃棄物 12種類 ・一般廃棄物 1種類

第4条 埋立期間 5.5年 以内

第5条 放流水の水質基準

- ・概ね国の基準の1/10

第9条 安全管理委員会の設置

第14条 細目規定

- ・協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定める

細目規定とは

- 公害防止協定に基づく処分場の安全対策の確実な実施を図るためには、処分場の管理運営方法等について、より具体的な取り決めをしておく必要がある。
- この取り決めをしておくべき、具体的な個々の事項を、細目的事項と言う。
- また、細目的事項についての具体的な取り決めの内容が、細目規定である。

細目規定は、安全管理委員会の意見を聴いた上で、事業団が定める。

細目規定の検討事項対照表

	公害防止協定の規定事項	細目規定が必要な事項
1条	目的	—
2条	基本的事項	—
3条	受入廃棄物 ・受入廃棄物・別表に掲げる種類 ・受入基準・別に定める。	廃棄物の受入基準
4条	廃棄物の埋立期間 5, 5年以内	—
5条	処分場の管理体制等 ・処分場の管理体制の確立と設備 機器の整備 ・浸出水処理施設の放流水 ・別表に定める水質基準に適合	受入廃棄物の搬入管理 (受入廃棄物の事前審査、搬入車両規制、 営業日・受付時間、廃棄物の搬入管理) 環境モニタリング (場内の放流水・地下水の水質や周辺環境 の水質、騒音、振動、悪臭等の調査) 廃棄物の埋立管理 (浸出水処理施設の運転期間、埋立後の 覆土方法)

	公害防止協定の規定事項	細目規定が必要な事項
6条	生活環境保全のための措置	—
7条	事故が生じた場合の措置	災害時の安全対策
8条	立入調査等	立入調査の対応
9条	安全管理委員会の設置	—
10条	苦情処理	苦情処理の対応
11条	情報公開	情報公開の方法
12条	損害賠償	—
13条	協定違反時の措置	—
14条	細目協定	—
15条	その他	—

細目規定の検討手順

- 優先度の高い事項から順次検討
開業前の営業活動での利用案内に必要な事項や経営計画に関連した事項など、早期に確定しておくべき事項を優先



- ① 廃棄物の受入基準
- ② 受入廃棄物の搬入管理

年度内に検討



- ③ 環境モニタリング

次年度早期に検討



- ④ 情報公開の方法
- ⑤ 立入調査の対応
- ⑥ 苦情処理の対応
- ⑦ 災害時の安全対策
- ⑧ 廃棄物の埋立管理
- ⑨ その他の項目

次年度に検討



- 最終的に、細目規程 として事業団が成文化

廃棄物の受入基準の規定(案)

(廃棄物の受入基準)

事業団が埋立処分をする廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表 に定める受入基準に適合するものとする。

共通受入基準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個別受入基準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85%以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鋳さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物に限る)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

- ・溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。
- ・判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

項目	産業廃棄物の種類	鋳さい (mg/L)	燃えがら (mg/L)	汚泥 (mg/L)
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
総水銀		0.005	0.005	0.005
カドミウム		0.3	0.3	0.3
鉛		0.3	0.3	0.3
有機リン				1
六価クロム		1.5	1.5	1.5
砒素		0.3	0.3	0.3
全シアン				1
PCB				0.003
トリクロロエチレン				0.3
テトラクロロエチレン				0.1
ジクロロメタン				0.2
四塩化炭素				0.02
1, 2-ジクロロエタン				0.04
1, 1-ジクロロエチレン				0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン				3
1, 1, 2-トリクロロエタン				0.06
1, 3-ジクロロプロペン				0.02
チウラム				0.06
シマジン				0.03
チオベンカルブ				0.2
ベンゼン				0.1
セレン		0.3	0.3	0.3
ダイオキシン類			3 (ng-TEQ/g)	3 (ng-TEQ/g)

受入廃棄物の搬入管理の規定(案)

(受入廃棄物の事前審査等)

- 事業団は、廃棄物の適正処理を図るため、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)と事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとする。
- 2 事業団は、前項の委託契約を締結するにあたり、排出事業者から契約申込書及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - 一 廃棄物物性・安全データシート
 - 二 廃棄物溶出試験等成績書(汚泥等)
 - 三 搬入車両の車検証の写し
 - 四 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - 五 その他廃棄物の特定のため必要と認める書類
 - 3 事業団は、前項の規定により提出された書類を審査し、受入基準に適合した廃棄物のみを埋立処分をする廃棄物として特定するものとする。
 - 4 廃棄物の特定のため必要があると認めるときは、現地調査を行い、排出工程、廃棄物の性状及び有害物質の使用状況を確認するとともに、埋立処分をする廃棄物についてはその試料の採取を行い、溶出試験等を実施するものとする。

(営業日及び受付時間)

廃棄物の営業日及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで(休業日を除く。)
- 二 受付時間 午前9時から11時30分まで及び午後1時から4時まで
- 三 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(搬入車両規制)

廃棄物を搬入する車両(以下「搬入車両」という。)の処分場への入場及び退場の経路は、別紙経路図のとおりとする。

- 2 事業団は、搬入車両を登録するものとし、原則として登録した搬入車両以外の車両による搬入は認めないものとする。
- 3 事業団は、搬入車両の運転管理者及び運転者に、事業団が実施する運転者講習会を受講させるものとし、その受講者以外の者が運転する車両による搬入は認めないものとする。
- 4 事業団は、搬入車両のタイヤ等に付着した泥等により、処分場外の道路等を汚さないよう洗車施設を設置し、退場する車両には必ずその施設を使用させるものとする。

(廃棄物の搬入管理)

事業団は、廃棄物を受け入れるに当たって、受付の時点及び埋立地への搬入の時点で目視検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うものとし、委託契約の内容と相違する事項が認められたときは、その搬入を認めないものとする。

- 2 事業団は、第〇条第〇項で特定した廃棄物を、原則として他の廃棄物と混合して搬入させてはならない。
- 3 事業団は、処分場の出入口にゲートを設置し、一日の作業終了時には閉鎖するものとする。

受入廃棄物の事前審査フロー

廃棄物処理委託
申込書の受付



受入事前審査
の実施



契約の締結

- 廃棄物処理委託申込書に次の書類を添付
 - ①廃棄物物性・安全データシート
 - ②廃棄物溶出試験成績書
 - ③搬入車両の車検証の写し
 - ④委託運搬の場合は、委託業者の収集運搬業の許可証の写し
 - ⑤その他必要書類
- 廃棄物処理委託申込書の書類審査を行い、廃棄物の受入基準適合の有無を確認
- 必要に応じて現地調査を行い、
 - ・排出工程 ・廃棄物の性状 ・有害物の使用状況の確認、溶出試験等を実施
- 事前審査で、廃棄物の受入基準に適合していることが確認できた場合のみ、排出事業者と委託契約を締結

搬入廃棄物の受入検査フロー

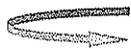
廃棄物の搬入



廃棄物の受付・
受入検査・計量



廃棄物の荷降し



退 場

- 営業日・受付時間
 - ・土日・祝日・年末年始は休業
 - ・受付時間:午前9時～午後4時
- 指定経路、登録車両により場内搬入
- 運転者講習会の受講
- 目視検査により、マニフェスト伝票の内容と搬入廃棄物を照合
- 必要に応じて抜き取り検査を実施
- 契約内容と異なる場合は、持ち帰り
- 搬入車両は場内の指定の場所で荷降し、展開検査を実施
- 契約内容と異なる場合は、持ち帰り
- 場内の洗車施設で搬入車両を洗車後、伝票類を受け取り退場、指定帰路へ